

オープンデータ公開拡充に向けた全庁の取り組みについて

根拠

官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）

（国及び地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等）

第11条 抜粋

国及び地方公共団体は、自らが保有する官民データについて、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネットその他高度情報通信ネットワークを通じて容易に利用できるように、必要な措置を講ずるものとする。

～オープンガバメントを推進する世界的な流れ～

- ◎透明性・国民参加・協業
- ◎開かれた政府を築く取り組み
- ◎税金で生み出された行政のデータは公共財であるという認識

意義

オープンデータに取り組む意義 様々な主体でデータを利活用することでの期待

- ◆国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済の活性化
- ◆行政の高度化・効率化（EBPMとデータ利活用）
- ◆透明性・信頼の向上（同じ情報をもとに対等な立場など）

各所属への依頼

○オープンデータの拡充、最新情報への更新に向けた準備

現在、各所属で公開しているデータやデジタル庁で定義する標準データセットの項目について、二次利用可能なCSV以上の形式として整備する。整備に関しては文書発出、説明会を予定している。

○各所属作業スケジュール（予定）

- 11月 データ準備の説明会（CSV等への変換、掲載項目等）
- 12月～1月 各所属においてデータの準備
- 2月 順次WEB公開（政策統計課）

オープンデータの定義

オープンデータの定義（**オープンデータ基本指針** 令和6年7月5日改正）

以下のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータ

- ◆営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
- ◆機械判読に適したもの
- ◆無償で利用できるもの

参照：オープンデータ基本指針
（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）令和元年6月7日改正、令和3年6月15日改正

- ◆自由に二次利用（加工・編集・再配布）可能なルールを適用
二次利用を可能にする利用許諾（ライセンス）ルールの意思表示

- 公共データ利用規約（第1.0版）

- クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示4.0国際（CC BY 4.0）
※郡山市オープンデータ利用規約

- ◆機械判読に適したデータ形式（**星3つ以上**）

PDF

★

Excel

★★

CSV, XML

★★★

RDF

★★★★

Linked-RDF

★★★★★

「5スターオープンデータの指標 公開レベル（機械判読のしやすさ）5段階」

公開手順

オープンデータ公開ステップ

- ステップ1 データを準備する（デジタル庁：自治体標準データセット（正式版）の活用）
- ステップ2 ホームページにデータを公開する
- ステップ3 利用許諾（ライセンス）を明記する
- ステップ4 データの更新・データセット数の追加等

データセット数が増えない・データが更新されないなどの課題

利活用の推進 データ連携・データの標準化
ルールが統一されたフォーマット（デジタル庁：データセット）